

令和2年第6回教育委員会定例会議事録

令和2年5月27日

東久留米市教育委員会

令和2年第6回教育委員会定例会

令和2年5月27日（水）午後2時50分開会

市役所7階 701会議室

議題 (1) 諸報告1

①新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

(2) 議案第26号 令和2年度東久留米市一般会計（教育費）6月補正予算（案）に係る教育長の臨時代理の承認について

(3) 諸報告2

②「令和元年度生活指導上に係る各種調査結果」について

③その他

④教育施設（市スポーツセンター・市立図書館）における令和2年度の指定管理者の選定について

※諸報告2の「④教育施設（市スポーツセンター・市立図書館）における令和2年度の指定管理者の選定について」は時限非としました。

出席者（5人）

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙 一 郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そ わ か

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	栗 岡 直 也
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	今 野 稔 恵

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

傍聴者 4人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午後2時50分)

- 園田教育長 これより令和2年第6回教育委員会定例会を開会します。
委員は全員出席です。
-

◎議事録署名委員の指名

- 園田教育長 本日の議事録の署名は宮下委員をお願いします。
○宮下教育委員 はい。
-

◎会議の進め方

- 園田教育長 会議の進め方ほかについて説明をお願いします。
○栗岡教育総務課長 日程第3、諸報告2で報告します「④教育施設(市スポーツセンター・市立図書館)における令和2年度の指定管理者の選定について」は、6月1日の公募開始前のため非公開で行います。なお、非公開での協議に係る部分の議事録については、後日、公開の議事録に掲載しますのでご了承願います。
○園田教育長 委員の皆様にお諮りします。諸報告④を非公開で行いたいとのことですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

- 園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。
○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせします。新型コロナウイルス感染症対策のため、傍聴席の間隔をできるだけあけていること、窓と扉を開けて換気を行っていますが、マスクをしていただくなど、個々の対応もお取りいただきますようお願いいたします。

本日の日程第3の諸報告④については、6月1日に公募する事業者選定に係る議案に関係することから非公開で行いますので、傍聴される皆様にはご退席願います。なお、この非公開での協議に係る部分の議事録については後日公開の議事録に掲載しますので、ご関心のある方は議事録をご参照ください。

また、お配りしている資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

- 園田教育長 議事録の承認に入ります。5月8日に開催した第5回定例会の議事録についてご確認いただきました。宮下委員から訂正のご連絡をいただきましたがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎諸報告 1

- 園田教育長 日程第1、諸報告1「①新型コロナウイルス感染症に伴う対応について」の説

明をお願いします。

○**板倉生涯学習課長** 生涯学習課で所管している施設等について報告します。6月1日から屋外体育施設の利用を再開することとしました。学校施設を活用したスポーツ開放などについては、7月1日以降、学校の授業等に影響がない範囲で学校の校庭及び体育館の利用の再開に向けて準備を進めています。スポーツセンター、生涯学習センターの屋内運動施設及び生涯学習センターについては次のステップで再開できますよう、指定管理者との調整や対策本部会議、関係各位との調整を進めているところです。

○**佐藤図書館長** 図書館については、新型コロナウイルスの関係以外に、中央図書館が6月1日から大規模改修工事に伴い、年度末までの長期休館という事情があります。その中においても、少しでも中央図書館の本を皆さんにお貸ししていきたいことから、インターネット、ウェブからの予約受付を5月20日水曜日から再開しています。また、5月28日木曜日からになりますが、中央図書館、地区館3館、全4館で予約した本の受け渡しの臨時窓口を再開します。開館時間は午前9時から午後5時までですが、通常、図書館の開架室では本が山積みになっていることはないのですが、返却された本と予約割り当ての本などで、開架室の中もいっぱいになっている状態です。受け取りに来る皆様が非常に混雑が想定されることから、安全対策を第一と捉え、まずは予約本の受け渡し窓口開設から再開していくこととしました。これを行っていくのが第1段階で、その後、ウェブ予約した予約本の受け渡しが一定程度落ち着いてくることを想定した6月3日水曜日から、これは中央図書館が閉じた以降になるため、地区館3館において電話での予約受付を開始したいと考えています。電話での予約受付というのは、通常の図書館サービスでは行っていない臨時措置となりますが、図書館が完全な通常開館になるまでの間の暫定措置として、電話での予約本の受け付けもしたいと考えています。

また、東京都では今月末にもステップ2に入ると報道等でも言われていますが、図書館のステップ2としては、地区館3館において館内での貸し出しを開始したいと考えています。これは利用者自身に館内で書架から本を選んでもらい、貸し出しをするというものです。東京都がステップ2に移行した以降に準備が整い次第、館内で本を選んでいただくことも再開したいと考えています。その後、段階を踏んでいく中で開館時間を通常の夜7時までに戻していく措置などもしていきたいと思っていますが、当面はステップ2として館内での貸し出しについて一定程度、整理券などを配布し入場制限などを行って、安全対策の下に再開していきたいと考えています。

○**森山教育部長** 私からは、市立小・中学校の状況について報告します。去る5月8日の教育委員会定例会において、市立小・中学校については5月31日まで臨時休業を延長する旨の報告を行いました。今般、新型インフルエンザ特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が解除されたことを受け、東京都においては、都知事から、都教育委員会に対する休業要請が解除されたところです。それに伴い、都立学校においては6月1日以降に学校再開をする旨とともに各区市町村においてもこうした状況を鑑み、小・中学校の再開の取り扱いについて対応されたい旨、都教育委員会から通知がありました。については、臨時休業期間については5月8日に報告しましたとおり5月31日までとし、6月1日から小・中学校を再開するものとします。

学校再開時の教育活動についての詳細は指導室長から説明します。

○**椿田指導室長** 本日「学校再開時の教育活動について」という資料を配りました。そちらをご覧ください。東久留米市として4月2日にガイドラインを作成しましたが、それを今回改

訂し、「学校における感染症対策と学校運営に関するガイドライン」を作成しました。このガイドラインについては後ほど統括指導主事及び学務課長から説明します。

私からはこの通知をもとに、学校再開時の教育活動について説明します。「1 感染予防対策の徹底について」ですが、当面は十分な感染予防対策を行っていきます。学校再開後の教育活動についてですが、学校再開は6月1日から段階的に行います。「(2) 段階的な登校について」です。今週5月25日から5月29日までは家庭学習の把握を中心に、分散登校や時差登校を各学年について1回、また、教室の中では子どもたち20名程度で実施します。6月1日から6月5日までは各学年、分散登校や時差登校を行い、各教室に20名程度で実施します。この分散登校や時差登校のあり方については学校の実態に応じて、週当たり最大8単位時間を想定して行うこととしています。6月8日からの週については全学年が毎日の登校、教室は通常の1学級1教室で実施していきます。1日最大4単位時間、時差登校していきます。小学校については6月15日以降、中学校については6月10日以降に給食を開始します。給食の開始に伴い午後の授業も行う通常登校とするように、このような段階的な登校を行っていきます。「(3) 授業日の確保について」です。1点目の給食開始以降の第3週以降ですが、10分から15分程度の短い時間で朝学習を1週間で数回行うことで1単位時間の授業確保としていきます。夏休みについては7月21日から8月7日までの土曜日と祝日を除く12日間、さらに、8月24日から26日までの3日間を授業日とします。さらに、2学期と3学期においては第3土曜日以外の祝日を除く土曜日に月1回程度の土曜授業を行います。なお、夏季休業及び土曜授業についてですが、学校の状況に応じて多少違ってくる場合がありますのでご了承ください。続いて、家庭学習の状況確認についてです。学校再開に伴い、臨時休業中に行っていた家庭学習の定着状況を提出物だけではなく確認テスト等を行って確実に把握し、年間指導計画へ反映するようにして、学力格差の解消に努めていきたいと思えます。「(5) 水泳実技学習」についてです。今年度は中止とします。ただし、水の事故等の予防のために、水泳事故防止のための指導はしっかり行う予定です。

「(6) 校庭開放及び部活動について」です。6月15日までの分散登校や時差登校を行っている間は中学校の部活動は行わず、その代わりに子どもたちが少しずつ体をほぐせるようにするため、小・中学校で校庭開放を実施していきたいと思えます。部活動については6月15日以降、3つの条件が重ならないように実施していきます。また、けがの防止、健康安全の確保のために生徒だけに任せるのだけではなく、教師や部活動支援員を配置して行います。「3 児童・生徒の心のケアについて」です。実際に登校してきた子どもたちの様子を担任、学年の教員及び養護教諭を中心に速やかに健康観察等を行い、状況を的確に把握した上で、必要に応じて健康相談等の実施やスクールカウンセラーによる支援を行っていきます。さらに「(2) 保護者の連携」についてですが、学校の状況に応じて保護者会を開催したり、また、個人面談やスクールカウンセラーによる相談の機会の確保などを保護者と連携を取りながら、子どもたちの心のケアに努めていきます。併せて、保護者との連携の中での学校公開ですが、1学期は行わず、2学期以降に通常どおり行う予定です。最後に、東久留米市立研究推進校及び研究奨励校についてです。毎年、年度末に研究発表を行っていますが、今年度は授業時数確保すること、また、研究の内容の充実を図るということも考え、1年間延期したスケジュールで行います。

- 今野統括指導主事 続いて、私からは「東久留米市版学校における感染症対策と学校運営に関するガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」について説明します。こちらのガイドラインは、今年度初めに学校に配ることとなっていました「東久留米市立学校版感染症対応

予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を基に、改訂を行ったものです。改訂に当たっては、文部科学省初等中等教育局健康教育食育課が5月22日付の事務連絡で発出しました、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい様式』～」を参考としています。

1ページの目次をご覧ください。本ガイドライン構成です。大きく〔指導編〕と〔管理編〕に分かれています。2ページの「本ガイドライン」についてです。本ガイドラインについては文部科学省の「衛生管理マニュアル」、今後、東京都が発出するという手前情報でいただきました「予防ガイドライン」に基づいて、東久留米市教育委員会としての考えを示すものとして作成しました。3ページの「Ⅰ 感染症対策に関する考え方」です。学校においては今後の教育活動の再開に当たり四つの対策を講じることが重要とし、四つの項目を挙げています。四つ目の項目で「集団感染リスクが高い、以下の三つの条件が同時に重なることの徹底的な回避（三つの密が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましい。）」と書いていますが、「できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましい。」というのは文部科学省の「衛生管理マニュアル」にも示されている言葉です。続いて、4ページからの〔指導編〕についてご説明します。先ほど大きく〔指導編〕と〔管理編〕に分けて作成したと申し上げましたが、指導編については私から説明します。後ほどの〔管理編〕については学務課長から説明します。5ページの「Ⅱ 学校運営編」をご覧ください。「1 教育活動上の留意点」として先ほど椿田室長から説明がありましたように、学校再開時の教育活動について、学校が再開したときの1週目、2週目、3週目について、（1）では当面のことについて書かれています。このガイドラインには当面のことも書きましたが、今後の教育活動全般をこのガイドラインを参考にしながら行っていくというスタンスで作成したものです。「（3）感染症対策に留意した各教科等の指導（国衛生管理マニュアル第3章）」ですが、こちらも国の衛生管理マニュアルを参考に書いたものです。教科で気をつけるべき内容ですとか、子どもたちに気をつけさせること、教員が気をつけることなどが記載されています。6ページは「（4）学校給食及び昼食（国衛生管理マニュアル第3章）」です。学校給食の提供に当たりましては、子どもたちの手洗いの徹底、配膳の際のマスクの着用、喫食の際の座席の配置、前を向いて食べさせる、会話を控えさせるなどについての留意点が書いてあります。「（5）休憩時間（国衛生管理マニュアル第3章）」ですが、授業の時には必ず教員がいますが休憩時間には教員が子どもと一緒にいない場合がありますので、この三つのアイウについては学校に徹底させていきたいと考えています。続いて、「（7）学校行事について（国Q&A）」です。こちらは文部科学省の衛生管理マニュアルには詳細な記載がありませんで、以前、文部科学省の初等中等教育局初等中等教育企画課から「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について」という5月21日付の事務連絡の中から記載をしたものです。本市においては既に授業時数の確保のため学校行事の精選を行いまして、運動会、学芸会、学習発表会、展覧会、合唱コンクールについては全校中止を決定しています。ただし、各校について、この内容を創意工夫して縮小などをして取り組む場合には実施できることとしています。それ以外の学校行事については、ア～カまでの6項目を記載しています。特に、大人数が集まるような避難訓練や講演会、朝会・朝礼、学年集会などについての留意点を記載しています。「（8）児童会・生徒会活動について（都感染症対策と学校運営に関するガイドライン）」です。こちらは子どもが主体となって行っている活動ですが、行う際の注意事項について2点示しています。「（9）部活動（国衛生管理マニュアル第3章）」

です。中学校における部活動については、文部科学省の衛生管理マニュアルから本市に沿う形で記載をしています。部活動によっては接触をする活動などもありますが、そちらの活動内容についても創意工夫をして行うようにと書かれています。「(10) 登下校指導(国衛生管理マニュアル第3章)」です。こちらでも文部科学省の衛生管理マニュアルから抜粋しています。本市では集団登校をしていませんが、きちんと注意喚起をしないと子どもたちが接触をしながら歩く場合もあるかと思しますので、登下校についても学校から子どもたちに指導するように位置づけて書いています。続いて、「2 特別支援学級における留意点(スクールバスの利用について)(国衛生管理マニュアル第3章)」です。こちらはスクールバスの利用についてということで、6項目挙げています。続いて、「3 教職員の健康管理及び教職員の勤務・サービス(国衛生管理マニュアル第2章)」について書いています。教員についても毎朝自宅で検温して、自分の体調をきちんと把握した上で出勤することを義務づけています。子どもに指導するだけでなく、教員みずから手洗い、咳エチケット、マスクの着用などをして、3つの条件に気をつけながら仕事をするようにということです。特に、職員室や子どもたちが授業を行う教室などの環境を整えることを注意事項として書いています。

〔管理編〕については、学務課長からこのまま続けて説明申し上げます。

- 白土学務課長 私からは〔管理編〕について説明します。10ページ「Ⅲ 保健衛生編」です。「1 感染症予防策の徹底(国衛生管理マニュアル第2章)」の「(1) 児童・生徒への指導」です。「ア 新型コロナウイルス感染症の予防についての理解」は感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう学校で指導を行っていただくところです。「イ 『3つの密』の徹底した回避」です。冒頭のIのところでもありましたが、密閉、密集、密接を避ける指導の徹底を記載しています。「ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行」について詳細に記載しています。続いて11ページです。「エ 咳エチケットの徹底」についてですが、外出から帰宅まで、また、登校から下校まで、基本常時マスクを着用と書いています。また、咳エチケットについて記載しています。「オ 毎朝の検温等について」ですが、登校日にもそういった対応をされていると聞いていますが、改めて健康観察票を配布するなどし、体温や体調を記入して提出をしていただき、毎朝、体調管理をします。また、登校前に体温等の確認ができなかった児童・生徒については別室で検温、風邪症状の確認をすることを記載しており、「カ その他」では国のマニュアル等もかなり広範な記載をしていますので、ご参照いただきたい旨記載しています。「(2) 児童・生徒と同居する保護者などへの依頼」については児童・生徒への指導内容と併せ、ご家庭でもご協力いただきたい事項を、また、新型コロナウイルスの症状に近い症状等が発生した場合にはあらかじめ学校にお知らせくださいといった内容を記載しています。「(3) 校内環境の適切な管理」ですが、アは手洗いの環境について、イからエまでは適切で十分な換気について、オは児童の間隔、身体的距離を確保することについて。カは児童・生徒等、特に多くの児童・生徒等が手を触れる場所についての消毒について、キは保健室において発熱等症状がある児童・生徒がいる場合には、例えば、けが等で保健室に来た児童等々接することがないようにという校内環境の適切な管理という記載です。「2 登校の判断(国衛生管理マニュアル第2章・第4章)」については、学校で児童・生徒が発熱を確認した場合、基本的に症状がなくなるまで自宅で休養するように帰宅されるのですが、その間、保健室にいる場合には他の者との接触を可能な限り避けられるよう、各校の実績に応じて対応していただきたいという記載です。「(2) 発熱で学校を休んだ児童・生徒の再登校について」は、国の見解では感染が蔓延している状況でなければ発熱などほかに症状もないような場合、特に登校を拒

む根拠は乏しいとされています。解熱後ほかに症状がない児童・生徒については登校させますが、毎日の検温等もありますので、体調、健康状態の管理は十分にしていきたいということ、また、登校の再開については必要に応じて主治医や学校医と相談していただくことも差し支えないと書いています。「(3) 海外から帰国した児童・生徒について」は基本的には2週間、自宅待機等をしていただいてから手続等お願いしますという記載です。「(4) その他」ではさまざまなケースが考えられますが、国等の通知等も参考に対処いただくとともに不明な点は事務局までお問い合わせくださいという記載です。次は14ページの「IV 感染者等が発生した場合の臨時休業等措置について」です。1の「(1) 児童・生徒の場合」と「(2) 教職員の場合」の両方あり、感染者が発生した場合ということです。当然、治癒するまでの間は出席停止とし教職員は休ませますが、感染者が発生した場合は学校全体を14日間を目安に臨時休業を行うとしています。国の衛生管理マニュアルでは、「発生してから濃厚接触者が特定されるまでの間」と書かれています。「14日間」を先に決定して臨時休業をするのですが、ウの後段にあるように「臨時休業の実施の有無、規模及び期間について別途判断をする場合がある」というのは保健所等々とも調整の結果、例えば「14日間ではなく濃厚接触者が確定されたのでその期間までとします」といった別途な判断があり得るという記載です。「2 濃厚接触を把握した場合(国衛生管理マニュアル第4章)」の記載です。こちらについては「(1) 児童・生徒の場合」「(2) 教職員の場合」とも出席停止、または教職員を休ませますが、家族の中に感染した者がいるとかの情報については、保護者には、事前に学校にお知らせくださいということをお願いしておくのは先ほどの保護者への依頼のとおりです。また、濃厚接触者については基本は臨時休業しませんが、保健所においても濃厚接触者と判断とされた方については適切に自宅待機等の対応はしていただいているものと説明を受けています。15ページの「3 都内・市内感染者の発生状況を踏まえた措置(国衛生管理マニュアル第4章)」ですが、今般の臨時休業ではありませんが、都内・市内の発生状況については一部、または全学校においてこういった休業措置を行う場合があるという記載をしています。16ページ以降は参考様式を付けています。説明は以上です。

○園田教育長 多岐にわたる説明でしたので、順次、ご質問、ご意見をお願いします。

最初に学校以外の教育施設、図書館や運動場についての今後の対応について、ご質問、ご意見をお願いします。

○尾関教育委員 屋外の運動施設の開放と小・中学校の校庭開放の時期がずれていますが、もう少し詳しく説明をお願いします。

○板倉生涯学習課長 屋外の運動施設については、東京都が示しているロードマップ上では緊急事態宣言後、ステップ1に移行した段階で使用が再開できる施設となっています。一方で、先ほどから学校の再開に向けた動きについて説明されている通り、学校施設をスポーツ開放としてすぐにお借りするのは学校再開との関係でなかなか難しいのではないかとということで、一定整理ができた段階で、改めてスポーツ施設としてお借りできるように引き続き調整をしていきます。従前から、6月30日までは学校の施設は利用しませんとしていますので、現時点ではこの判断を変えずに7月1日からの再開を目指しています。

○尾関教育委員 分かりました。

○園田教育長 そのほかいかがですか。

○細田教育委員 図書館について伺います。本の貸し出しが始まり返却されてきた時の本のクリーニングはどのように行うのですか。大変な作業になると思いますが、現在の職員数で追

いつきますか。

○佐藤図書館長 予約本については、割り当ての本を貸し出す際に全て図書館の職員がクリーニングをしてお渡しします。今後、館内に入らせていただくようになった以降になりますが、館内に入る時には必ずマスクを着用し、さらにアルコール消毒液により手指の消毒をしてから入らせていただくことを前提としますが、基本的には返却された際などにクリーニングをしていく予定です。

○細田教育委員 1ページずつ、全ページをクリーニングするのですか。

○佐藤図書館長 基本的には1ページ、1ページごとに細かく拭いていくのは難しいのですが、表面については完全にクリーニングをする、つまり拭き取っていくという作業をします。また、72時間でウイルスは停滞していくと聞いていますので、返却後72時間置いておき、さらに本の中の汚れ等を確認し、必要に応じて拭いていきます。

○園田教育長 ほかによろしいですか。

続いて「学校」に入ります。最初の通知文「学校の再開について（通知）」により、6月1日から再開するという一番キーになる通知があります。これについてはよろしいですか。

続いて、「学校再開時の教育活動について」という通知文についてご意見、ご質問いただきますが、先に補足説明をお願いしたいことがあります。4月から休業が続いて2カ月、さらに昨年度の3月を入れると3カ月近く休業状態ということで、標準授業時数をかなり下回っているという状況が生じています。文部科学省の見解によると学校教育法施行規則に定める標準授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって、この施行規則に反することとはされないとあります。ただ、その場合には、学習に著しい遅れが生じるのではないよう可能な限り臨時休業期間中において家庭学習を適切に生かしたり、臨時休業終了後には補充のための授業や補習を行ったりするなどの配慮をすることと、このような見解が示されています。今回の通知文により夏休みあるいは土曜授業、朝学習によりこの分を何とか取り戻そうという趣旨が書かれていますが、これで時数がどれくらい確保できるのか具体例で説明できますか。

○今野統括指導主事 通知文の「2 学校再開後の教育活動について」「(3) 授業日の確保について」に書かれています、夏の夏季休業中を授業日として15日間設定すること、また、ウの2、3学期において第3土曜日以外の土曜日に月1回程度、9月から毎月やったとしての7回をもとに授業時数について試算したところ、文部科学省が定める標準時数の一番少なく見積もっても9割は確保できる見込みとなっています。

○園田教育長 いわゆる法律論としては問題ないということです。ただし、いわゆる教育的な観点からは可能な限り努力していこうという趣旨ですが、びたっと時数回復できなければいけないということではないにしろ、若干まだ不足している部分についてはどういう形で埋めようという考えですか。

○今野統括指導主事 例年であれば標準授業時数を上回ることが定められているので、標準授業時数も大切だとは思いますが、今年度に限っては時数の確保は努力をしつつも、指導すべき内容についてきちんと子どもたちに定着させることの方を優先させて、授業を工夫して行うように学校には伝えていきます。

○園田教育長 家庭学習について伺います。休業期間中の家庭学習としてはプリントを配ったり、eライブラリー等を活用して家庭学習の促進を図ってきたという努力をしてきました。6月についても家庭学習で埋めなければならないと考えています。先般の教育委員会で、モバイルルーターとタブレットパソコンを貸し出す議案が承認されましたが、その後の状況は

どうなっていますか。

○**今野統括指導主事** モバイルルーターについては小学校全12校と中学校全7校、各学校でモバイルルーターセットとして30セット貸し出せるように配備しました。モバイルルーターのみでも貸し出しができることとしましたが、全19校で貸し出要請があったのが全てタブレット端末とモバイルルーターのセットでした。小学校、中学校とも平均して3割ほどのご家庭に現在貸し出しを行っています。

○**園田教育長** 足りない学校はなかったですか。

○**今野統括指導主事** はい。今のところ不足はないと伺っています。

○**園田教育長** 当初は休業期間中にモバイルルーターを貸し出すと聞いていて、教育委員会でもそういう議論だったと思いますが、その後状況が変わったことも説明してください。

○**今野統括指導主事** タブレットの貸出期間は8月7日までとしています。貸出期間が授業を行う期間と重なりますが、貸出期間を延長しています。

○**園田教育長** ほかにご質問、ご意見はいかがですか。

○**宮下教育委員** ただ今、教育長と統括指導主事もお話しされたように、授業時数をいかに確保するかが大きな課題になっています。一方、授業時数の確保だけで教育が成り立つのかとい議論もあります。しかし、今日は確保することに重きをおきたいと思います。

「家庭学習」がにわかに注目されてきています。(4)に「年間指導計画へ家庭学習を反映させる」とあります。家庭学習への課題の与え方が年間の授業時数とどのようにマッチするかを、きちんと精査する必要があると思います。単なる時数合わせではまずいのではないかといつも心配しています。指導室で配慮していることがあれば伺います。

○**今野統括指導主事** 家庭学習の課題を与えるに当たっては単にプリントを配布するだけではなく、どのように活用していくか、何のためにやっていくのかというガイダンスなどをきちんと行うように、学校には指導しています。また、学校の中には動画を作成してその課題に先立って説明を行い、では課題をやってみましょうというように、子どもたちがスムーズに家庭学習に取り組めるような努力をしている学校もあります。

家庭学習で行ったものをそのまま時数に反映するのではなくて、学力格差の解消に努めるために、その課題とした内容の定着具合を教員が把握し、定着の程度に応じて年間指導計画への反映をしていくという形をとっています。

○**宮下教育委員** 年間指導計画への反映ということですが、そうなると学習事項の内容にマッチしない限り反映していくことは難しいと思います。この件については他市でもそうだと思いますが、保護者が大変心配している内容です。

5月13日付一般紙の夕刊に、市立第二小学校のことが大きく報道されていました。オンライン授業を親が中心となってやっという、とてもいい記事でした。保護者に見れば、何とか自分たちも加担していこうという思いで取り組まれていて、素晴らしい事例だと思います。指導室はその情報をご存じだと思いますので、詳しく伺いたいのですが。

○**今野統括指導主事** 市内第二小学校のPTAの方々が子どもたちのために動こうということで、ICT機器を使って、子どもたちとのオンライン授業をやってくださっているという記事だったと思います。5月当初にはオンライン授業を学校で始めるに当たり、教員の中にもスキルが十分でなかったり、学校のICT環境が十分に整っていなかったりということで、すぐに始めるのが難しかった部分がありました。その時期に、PTAだったらすぐに動けますということで、PTAから動いていただいたのが第二小学校と伺っています。現在では教員もオンライン授業を試行的にやってみたり動画作成をして配信したりと、学校からもIC

T機器を利用した教育活動を行っています。

- 宮下教育委員 その記事について、市民やマスコミからの反応はありましたか。
- 今野統括指導主事 市民からの声は特にいただいていませんが、NHKが記事を見て学校に取材の申し込みをしたと聞いています。
- 宮下教育委員 それはいつか放映される予定ですか。
- 今野統括指導主事 5月30日の「おはよう日本」という番組内で取り上げられると聞いていますが、放送時間は承知していません。
- 宮下教育委員 5月30日の土曜日ですね。私も視聴させていただきます。
- 園田教育長 第二小学校の例を話してもらいましたが、それ以外でも4月以降は市内の各学校でオンライン学習を活発に取り組んでいるという実態があるようなので、指導室で把握している範囲で幾つか紹介してもらえますか。
- 椿田指導室長 各学校の取り組みをまとめてありますが、多くの学校が You Tube というアプリケーションを使って音楽で校歌を流したり、図工の「パラパラ漫画づくり」を見せたり、また、算数の箱を作ろうという学習や、音楽の鑑賞、リコーダー指導等を行っていることが多いです。また、双方向のアプリケーションを使っている学校もありまして、そこでは「朝の会」と称して、子どもたちの健康観察を行っている学校がありました。各学校はさまざまに工夫して取り組んでいるようです。
- 園田教育長 そのほかいかがですか。
- 馬場教育委員 各学校が You Tube を使ったり、第二小学校のようにICTを活用して保護者が授業をしたり、ホームページに動画を載せたりするなど、どの学校も初めはそんなになかったのですがそういう配信がどんどん増えてきました。保護者からも、FMひがしくめでの先生からの配信を子どもたちがとても喜んでいたことを聞きました。

実際に相互通信でやっているようなオンライン授業ですが、小学生にはちょっとハードルが高く、健康観察や心のケアにはいいけれども、そこで授業をするというのは小学生の段階ではまだ難しいのではないかという声も聞かれました。すごく集中しないといけないし、質問もそこではできないので小学生には難しかったようです。しかし、先生からダイレクトに言葉をもらったり、「元気？」と言われることはすごく心の拠り所として大きかったと聞いています。

この間に、学校だより等の学校からの配信を行っている学校のホームページについて申し上げます。指導室にもさまざまなご意見が届くと思いますが、学校からは家庭向けに「大変な時期ですが〇〇をお願いします。〇〇もお願いします」か「家庭学習で勉強をみてあげてください」などの一方的なお願いだけではなく、第二小学校、久留米中学校や中央中学校では「何かあったら連絡をください。一緒に頑張っていきましょう」という言葉を載せてくれたそうです。私も実際に学校だよりでの校長先生の文章を全部読んでみました。「何かあったら連絡をください、一緒に頑張っていきましょう」という言葉を載せると、さらに質問や問い合わせが増え、学校は大変になると思いますが、こういうときだからこそ「一緒に頑張っていきましょう」という学校の姿勢が保護者にはとてもありがたかったようです。そういうことの積み重ねでどんどんいい方向に向かっていくと思います。保護者が実際に家庭学習を家でみるのは大変ですが、子どもたちが前向きになってきたという声もありました。ICT機器の使い方など苦手だったこともこのことをきっかけに使えるようになるなど、いい方向に進んだこともたくさんあったと思います。教職員、校長先生も事務局も引き続き大変だと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○園田教育長 「FMひがしくるめ」については、指導室からもう少し詳しい発言があるので
はないですか。

○今野統括指導主事 ありがとうございます。番組の紹介のようですが、「元気に STAY
HOME in ひがしくるめ 先生から児童へ応援メッセージ」ということで、FMひがしくる
めが企画してございまして、市内の全12小学校が1時間の生放送の番組内で、子どもた
ちにメッセージを送ることを行っています。本日も行っておりまして、5月29日の最終日に
12校が終わることになっています。SNSで評判になるなど、放送が大変好評だそうで、
FMひがしくるめによりまして、FMひがしくるめ始まって以来の大反響であるということ
でした。

FMひがしくるめには、「再放送をしてほしい」「先生の声をもう一度聞きたい」などの
意見がたくさん寄せられたそうです。ついては、12校分・12時間の一挙再放送をしてく
ださることになりました。5月30日土曜日の10時から16時、5月31日日曜日の正午
から17時までの放送予定だそうです。再放送になりますが、委員におかれましては時間
が あつたらぜひ視聴していただければと思います。

○園田教育長 ガイドライン作成のねらいですが、この間、国あるいは東京都、本市から学校
に、さまざまな機会あるいはスタイルで留意事項等を伝えてきましたが、今般、学校が再開
するに当たり、感染症対策や学校運営に関して、基本的には冊子一つで一通り対応できるも
のをつくりたいという趣旨でつくりました。出典については中身をご覧くださいと、国の
マニュアルやQ&A等の大元の出展が記されていますので、これを学校が見て、さらに深く
調べたいということになれば出典元に当たってもらえるというつくりになっています。

これについてご質問なり、ご意見はいかがですか。

○宮下教育委員 先ほど統括指導主事からこの内容等について説明をいただきました。このガ
イドラインの最初のページはこの先もずっと続いていくと思いますので、統括指導主事もそ
れを気にしながら説明されたのだらうと思います。

3ページの「感染症対策に関する考え方」の上から6行目「3つの条件が同時に重なるこ
との徹底的な回避（3つの密が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指すことが
望ましい。）と。先ほど統括指導主事は「ゼロ密」のことについて気にされていたので、
「文部科学省の言葉の定義であります」と発言されました。「ゼロ密」は私は初めて聞く
言葉で、ここにいらっしゃる皆さん方も初めて聞かれたのではないかと思います。

「ゼロ密とは今までの3密とどこがどのように違うのか」。3密を全部回避すればゼロに
なります。しかし、学校という組織集団が集まる場合には「ゼロ密」はあり得ないと私は思
います。統括指導主事または指導室長のお考えがあれば伺います。

○樫田指導室長 集団感染のリスクが高いこの三つの条件ですけれども、できるだけこの3
つの条件が重ならないように徹底していきたくと思っています。さらに、感染防止の意識を
高めていこうということで、「ゼロ密」という言葉が出てきたのではないかと考えています。
本市でも感染予防対策の大きな目安としていきたくと思っています。

○宮下教育委員 私はこの言葉は誤解を生む可能性もあると思いますが。

○白土学務課長 「3つの密の重ならない場合でも、できる限り『ゼロ密』を目指すことが望
ましい」と括弧書きで書いてありますが、ここの括弧書きを除いてしまうと3つの条件が同
時に重ならなければいいのかということにもなってしまう、そこで3つの密が重ならない場
合でも一つ一つの条件がなるべく発生しないようという考え方を示すために括弧書きでこ
このリード文を加えているようです。

- 宮下教育委員 それは文部科学省の考え方ですか。
- 白土学務課長 はい。文部科学省の記載もこのようになっていて、その部分の言葉を借りて、「一つ一つの条件が発生しないように」をその括弧書きで表現しています。
- 宮下教育委員 このことについては全面的に配慮していかなければならないと思いますので、意見を述べさせていただきます。
- 東久留米バージョンは国の表現をそのまま使うのではなく、東久留米らしく、もっと分かりやすい表現にしたらどうかと思いますがいかがですか。
- 白土学務課長 分かりにくいというご指摘をいただきましたので、言葉の工夫をさせていただければと思います。
- 園田教育長 「ゼロ密」という言葉がひとり歩きするとちょっと強いかなと思いますし、一方、学務課長が言ったように三つが重ならなければそれでいいのかということ、それはそうではないということはいろいろなところで聞いています。表現を工夫する余地があるかどうか、この件については預らせていただきます。
- 宮下教育委員 東久留米バージョンを出しているわけですから、ご検討願います。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 日程第2、「議案第26号 令和2年東久留米市一般会計（教育費）6月補正予算（案）に係る教育長の臨時代理の承認について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第26号 令和2年東久留米市一般会計（教育費）6月補正予算（案）に係る教育長の臨時代理の承認について」、上記の議案を提出する。令和2年5月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策として教育委員会が行う事業に係る「令和2年度東久留米市一般会計（教育費）6月補正予算（案）」について教育長が臨時代理を行ったことについて報告し、承認を求める必要があるためです。詳しくは各担当課長から説明します。
- 栗岡教育総務課長 令和2年度東久留米市一般会計（教育費）6月補正予算（案）については、予算要求に当たりまして教育委員会臨時会を開催する時間的な猶予がなかったため、各委員へは事前にお知らせしている内容で、教育長の臨時代理で要求させていただいています。お手元に配付している資料に沿って説明します。記載している6事業のうち1から4までが小・中学校の1人1台端末整備に関する事業となりますので、教育総務課から説明します。
- 国は、令和時代のスタンダードな学校像として全国一律のICT環境整備が急務として、令和5年度までに児童・生徒一人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することを目標としています。新型コロナウイルス感染症予防により学校の休業期間が続く中、家庭における学習環境の整備の必要性が急速に高まり、国は令和5年度までの達成目標を前倒しして、全国の自治体が今年度中に整備できるよう補正予算を計上しました。東京都においても新型コロナウイルス感染症対策特別交付金を整備し、当該事業を特別交付金の充当可能な事業の一つとして財政的な後押しをしています。
- 教育委員会としては当初令和5年度までの計画期間内での実施を検討していましたが、学校の臨時休業等の緊急時においても、子どもたちの学びを保障できる環境を早期に実現できるように今回の国や都の補助金、交付金を最大限活用し、令和2年度中に学校ネットワーク環境及び一人1台端末の整備を進めていくものです。予算規模ですが、校内通信ネットワーク整備事業は1人1台端末を前提としたネットワークを整備するとともに、全ての端末を補

完、充電できるよう電源キャビネットを小・中学校の普通教室と特別支援教室の合わせて191教室分を整備するもので、1億424万3,000円を計上しています。一人1台端末整備事業については小・中学校用の学習用タブレット端末を合わせて8,762台分、合計5億5,028万8,000円を計上しています。1から4の説明は以上です。

○**白土学務課長** 続いて学務課分について説明します。5番、6番については新型コロナウイルス感染症対策に係る感染症対策として、学校再開に当たり消毒用薬剤などの保健衛生用品を整備するものです。小学校費では300万円、中学校費では150万円を要求しています。このうち2分の1は、文部科学省の学校保健特別対策費補助金の交付を受けられる見込みです。本予算については学校に配当し、各校の実情に応じた衛生用品の購入に充てていただくことを考えており、児童・生徒数や学級編成などを考慮しつつ各校に配当を行う予定であり、1校当たり概ね20万円前後の配当となる見込みです。

○**園田教育長** ご質問はいかがですか。

○**尾関教育委員** 5番と6番について伺います。学校が再開した時の対策費だと思いますが、1校当たり今20万円では非常に少ないではありませんか。根拠について伺います。

○**白土学務課長** 学校保健衛生費の要求分については各校の児童・生徒数、学級数、さらにそれに関わらず必要であろうと思われる薬品等を積算しまして金額を算出してしまっていて、当初の保健室の消耗品予算とほぼ同程度の金額が今回配当される見込になっています。そういった形で消耗品になりますので、この金額で賄えるものと試算しています。

○**尾関教育委員** 分かりました。仮に足りなくなっただけの場合は緊急につけるようにお願いします。

○**園田教育長** GIGAスクール構想におけるタブレットの整備については、莫大な予算をかけて行うことになります。このタブレット端末を使って授業の向上につなげていかなければなりません。国及び東京都のコロナ対策の中で補助金が設置された中での購入になりますが、大事なことはこれを無駄にしないように使っていかなければいけないということです。

今後、どのような形で活用していくのか説明してください。

○**椿田指導室長** タブレット端末を活用した子どもたちの学習についてですが、先進的に取り組んでいる地域がさまざまあります。私の知っている限りですと、例えば小学校低学年の生活科では、校庭に出て花を観察してカードに書くという作業は雨の日などはできなかったのですが、写真で撮っておくことで教室でもその写真を見ながら観察カードに書いたりできること、また、体育や技術・家庭等の実技関係に関してはその作業行程当時の動画をつくっておくことによって子どもたちが自分のペースに合わせてその動画を見ながら作業ができるという効果があります。

また、インターネット等も自由に活用できることもありますが、考え方をまとめたものをクラスみんなに配信したりもできますので、考え方を共有するためにも、このICTタブレット端末はさまざまな用途で活用できると考えています。

○**園田教育長** 今後は各学校で十分な検討体制というか、研究、研修を進めていかなければ、本当に無駄になってしまうという懸念があります。学校と教育委員会がどういう体制を組んで進めていこうとするのか説明してください。

○**今野統括指導主事** 本市においてICT教育推進委員を発足しようと考えています。このICT推進委員会は小・中学校の校長、副校長、そして各学校の教員1人ずつを構成員として、今年度中に5回ほど委員会を開催したいと考えています。委員会の中でタブレット端末の授業内での活用について話し合ったり、推進地区におけるICT機器の活用の様子を視察に

行ったりして教員のスキルを高め、それぞれの委員から各学校へこのような活用ができるというものを紹介してもらえるように考えています。

- 園田教育長 よろしければ以上で質疑を終わり、これより議案第26号の討論に入ります。討論はありますか。

(討論省略の声あり)

討論省略と認めます。これより採決に入ります。「議案第26号 令和2年度東久留米市一般会計(教育費)6月補正予算(案)に係る教育長の臨時代理の承認について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手です。よって議案第26号は承認することに決しました。

◎諸報告2

- 園田教育長 日程第3、諸報告2に入ります。「②令和元年度生活指導上に係る各種調査結果について」の説明をお願いします。

- 椿田指導室長 「令和元年度生活指導上に係る各種調査結果について」は、毎年、この時期に国の問題行動及び不登校等実態調査の速報値が出されてきました。しかし、その実態調査は本年度から国の出し方が変わってきています。国の調査の基となる本市の各調査について昨年度の状況がまとまりましたので、詳細を統括指導主事から説明します。

- 今野統括指導主事 資料をご覧ください。「1 暴力行為の発生状況」です。昨年度、小学校では管理下及び管理外ともに0件となっています。中学校では26件発生し、このうち管理外での発生が1件含まれています。内容としてはけんか等による生徒間暴力、いらだった際に故意に物を壊すなどの器物破損となっています。発生件数については平成30年度が小学校、中学校ともに過去4年間の中で最も多い件数となっていますが、令和元年度はそれと比較して5割近く少なくなっています。続いて、「2 小・中学校におけるいじめの状況」をご覧ください。小学校のいじめの認知件数は1,289件で、平成30年度から微増となっています。解決が図られた件数は1,061件で、解消率は82.5%となっています。

次に中学校です。いじめの認知件数は153件で、平成30年度の85件から2倍弱の増加となっています。解決が図られた件数は134件で、解消率は85.5%となっています。いじめの解消については、いじめの被害者に対する行為が3カ月以上やんでおり、当該児童・生徒及び保護者に対し心身に苦痛がないことを確認できたこととしています。市内全校においては年間3回以上、いじめに関するアンケートを実施しています。3学期中に行ったいじめに関するアンケートにより、いじめと認知されたものについては年度内で解消とはなりません。そこで、別紙「令和元年度いじめ認知件数」をご覧ください。こちらの表に12月までの認知件数と12月までの認知分、解消率を記載しています。小学校は13校中10校が、中学校では7校全校で12月までの認知分解消率が100%となっています。100%になっていない学校については児童間や生徒間では解決しているものの保護者との確認が成立していないものや、引き続き丁寧に指導を行っているものと学校から報告を受けてまして、重大事態に至っているものではないと認識しています。

資料の1枚目にお戻りください。「3 不登校の発生状況」についてです。不登校の児童・生徒数は年々増加しています。また、不登校からの復帰児童・生徒数ですが、小学校では平成30年度から10人増え、学校復帰率で見ても平成30年度から7%上昇し、37.0%となり、改善傾向が見られました。中学校では学校復帰数が若干減少し、学校復帰率も

平成30年度から9%低下し、19.0%となりました。不登校対策は不登校傾向の早期発見と早期対応がとても重要であり、対応が長引くほど長期化、複雑化し、改善が非常に難しくなります。今回の結果から、小学校において不登校傾向を早期に発見し、対応したことの成果が見られます。中学校の場合は小学校の段階から不登校の状態にあり、課題の解決が困難なケースも少なくありません。下里中学校では昨年度から本市の研究校の指定を受け、不登校問題の対応について研究に取り組んでいます。主な研究の柱として、生徒の居場所づくりと生徒たち一人ひとりの丁寧な見取りに取り組んでいます。下里中学校の取り組みを市内全校に還元し、不登校の未然防止や不登校の児童・生徒が安心して通える学校づくりに努めていきます。

最後に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により休業等による外出自粛など、児童・生徒やそのご家族においては心身ともに大変厳しい状況にあり、いじめや不登校等の問題行動が増加することが懸念されます。今後も児童・生徒の様子を丁寧に見取りながら、早期発見、早期対応に努めるよう指導してまいります。

○園田教育長 この件についてご意見、ご質問はいかがでしょうか。

○宮下教育委員 このように調査結果を一覧表に、また、グラフ化にもしていただき、大変見やすく理解できるようになりました。ありがとうございます。

「暴力行為の発生状況」について伺います。小学校と中学校を比べると、圧倒的に中学校の方が多く発生しています。発生件数は分かりますが、どのような種類の暴力行為なのかが分かるデータはありますか。例えば、対教師なのか、児童・生徒間なのか、器物損壊なのか。もし対教師暴力が大きく占めるのであれば、教育委員会としても取り上げていかなければならない大きな課題だと思います。

○樫田指導室長 申しわけありません。対人・対物等の内容に関するデータは持ち合わせていませんので、改めて整理させていただきます。

○宮下教育委員 それと合わせて、暴力行為がどのように発生しているのかも照らし合わせながら、今後の指導体制を考えていかなければならないと思います。

続いて、「小・中学校におけるいじめの状況」について伺います。いじめの発生件数を平成28年度から令和元年度までの発生件数を見ると小学校は13校のまま、中学校は7校のまま変わっていない。このことをどのように考えていますか。

○樫田指導室長 小学校の13件と中学校の7件についてですが、どちらもいじめを認知した学校数です。そこで、市内の全ての学校でいじめを認知しているということになります。

平成27年度において全校ではなかったことについては、いじめを認知する教師側の気づき、また、認知する定義の理解不足、つまり、これはいじめではないだろうという甘い考えからそのような件数だったと思われそうですが、平成28年度以降は各学校の教員がいじめの定義をしっかりと理解し、小さな軽微なものであっても「いじめ」と認知し、解決を図っていくという傾向が見られていると考えています。

○宮下教育委員 分かりました。生活指導上に係る調査結果の中で、なぜ、1があつて2があつて3があるのかと思っていました。不登校の発生は1と2がすごく大きく関与していると思うのです。3のデータを見ると、小学校が不登校の出現率が29年度は1.2、30年度は1.2、令和元年度が1.5です。中学校になると4.4、4.5、5.8と増え、小学校の約3倍ないし4倍に近いわけです。不登校が増えていることについていつも語られることですが、不登校の要因については生活指導主任会や職員会議等の中において、もう少しいろいろな角度から分析し合うことが必要ではないでしょうか。このデータを大いに活用してい

かなければいけないとこれを見ながら感じとったところです。

全国でも不登校が増えてきていて54万件ぐらいありますが、そのうちの約8割のきっかけは小学校だというデータがあります。もしかしたら、1と2が潜在的に関わっているのではないかと思いますので、そのような角度からも分析してみたらどうかと思います。

○**椿田指導室長** この調査は毎年行っていますが、調査結果をどのように活用するかということのご示唆をいただけたと思っています。不登校の出現率が増加していること、特に、中学校に多いということは課題の一つだと考えています。

不登校の要因が学校に原因があるものではないものも増えていますが、だからといって、そのままにしておくわけにもいかないと思います。児童・生徒や各家庭に対してどのように学校が働きかけをして不登校につながらないようにしていくか、さらに、この資料を活用して分析し、市内全校に還元できるような調査をしていきたいと思っています。

○**宮下教育委員** なぜそこまで言及するかというと、「不登校の子ども」はつくられてしまっているのではないかと思うからです。誰しも学校に行きたいという気持ちはある。だけど何となく行けなくなった、その原因は何だろうか。やはり、いじめや暴力行為があるのではないか。不登校は学校が対象ですが、だんだんと家庭の中に閉じこもってしまうという、いわゆる引きこもりの子どもたちをつくっていくのではないか。先のことになりましたが、その子がそのままの状況で大人になっていってしまうのではないか。そういう懸念もこのデータから深読みすることができるだろうと思います。不登校の増加は大変大きな問題だと思います。

○**園田教育長** 不登校はこの5年間で、小学校と中学校のいずれにおいてもそれぞれ倍増していますがこれは本市だけの傾向なのか、あるいは全都的にこういう傾向があるのですか。

○**今野統括指導主事** 令和元年度のデータがまだ来ていないので、平成30年度のものを用います。平成30年度における不登校出現率は小学校では都が0.7%、本市は1.2%、中学校では都が4.3%、本市は4.5%です。本市の方が不登校出現率は若干高くはなっていますが、全体的な推移としては本市だけではなく、都も出現率が増加傾向にあります。

○**園田教育長** 個別の理由の積み重ねでこのようになっていきますので、軽率に原因や傾向は語りづらいと思いますが、いろいろなところの議論を見ると「家庭の押し出す力が弱まっているのではないか」「不登校に対するものの考え方が変質してきているのではないか」などと言われています。

宮下委員からご指摘がありましたが、引き続き指導室では研究しており、研究校もあるのですよね。

○**今野統括指導主事** 下里中学校です。

○**園田教育長** 下里中学校の成果も踏まえながら、引き続き、研究をお願いしたいと思います。

○**宮下教育委員** 不登校はいじめが原因になっていることが多いと思います。いじめの認知件数が増えたことは先生方のいじめに関する発見率が高まっていることなのでいいことですが、いじめの早期発見・早期指導がとても重要になります。

本市でも一昨年、中学校においていじめがありました。子どもたちは小学校から中学校へ進学していきますからその時点でいったん切れてしまい、実態が目に見えないこともありますから把握するのは難しいです。いじめというものは小さいうちからの適切な指導が必要ですし、当事者にとっては人生が変わってしまうぐらいのことになります。将来につながっていくことですので、これについてはしっかり対応していく必要があると思います。

○**馬場教育委員** 不登校といじめや暴力行為の関連性について一言申し上げます。

保護者から見ていると、今の子どもたちが学校に行きたくない理由に、新しい傾向が出て

きたと思います。特に中学生になると SNS で自分の世界が構築できているので、学校に行かなくてもネットでつながった友だちとライブ配信して仲良くなり、好きなアイドルの YouTube をずっと見続けているだけで、自己完結ができて楽しいのです。もちろん、学校に行きたい子どももいっぱいいます。うちの子どもの場合ですが、この3カ月の間の休業を通して、家にいることがとても楽しいと言っています。「もう幼稚園も高校も無くていいかな」みたいな気持ちになってしまうようです。決していいことではないとは思いますが。

例えば、不登校のきっかけがはじめであっても、SNSとかインスタグラムなどを通して「学校には行っていないけれど、外で遊んでいるよ」と SNS で発信している子どもがいます。それを見たみんなが「え、元気なんじゃない。じゃあ何で学校に来ないの？」となる。そう言われてさらに学校に行きにくくなってしまうようです。

家にずっといて、自分の世界にいられる心地よさに浸っていることが非常に強くなっていく状況を、自分の子どもだけではなく、子どもの友達もそういう気持ちになっている様子を目の当たりで見えています。

何を言いたいかという、この3カ月間にそういう気持ちになっている子どもが非常に増えてしまったのではないかということをおはすごく心配しています。さらに、3カ月動かないでいたことで体力も落ちていると思いますので、外に出ていくことがとても億劫になっているのではないかと思うのです。

先生方がはじめを発見し、支援してくださっていることは保護者としてもよく分かっていますが、親も疲れてしまったところもあります。子どもたちがそういう状況になっていることは「学校の責任ではない。親の責任だ」と言うのではなく、そういう時代になってきてしまっているということを知っていただけたらと思います。犯罪に巻き込まれていくことだけが SNS の怖さではなく、SNSにはその中だけで自分の世界が構築されてしまうという怖さがあります。先生たちは多忙ですから SNS にはまってしまう時間はないと思いますが、子どもたちは時間がたくさんあって、ほんの隙間の時間でさえものめり込んでいて、読書よりも何よりも楽しいと言っています。この休業期間中にストレスの溜まった子どもがはじめをすることも心配ですが、それよりも、子どもたちが無気力になってしまっていないかが心配です。なので、今後はそういうことに注意していただきたいです。なお、先ほど報告がありましたが、FMひがしくるめで先生たちが発信したことを子どもたちがとても喜んでいいるという関係性もとても大事だと思っています。一例として申し上げます。

○宮下教育委員 馬場委員発言がされたことは非常に大きな課題です。私たちが教育現場だけにつなげる問題ではなく、社会全体で考えていかなければいけないことですね。

○園田教育長 メディアによると、この3カ月は学校に行けなくてかわいそうな子どもたち、というストーリーで語られますし、われわれもそのことを前提に一刻も早く学校を開けなければいけないというところで進めています。馬場委員がおっしゃるように、この3カ月がとても幸せだったという人も実は相当数いるのだと思います。学校が再開した時の状況は注視していかないと想定していない事態にもなるかもしれないので、慎重にやっていかなければいけないと思います。「休業中、とても幸せだ」という子どもたちの声は私も聞いています。

続いて③のその他になりますが、事務局から報告はありますか。

○椿田指導室長 指導室から報告します。資料として、令和3年度から6年度使用中学校教科用図書採択事務日程を配付しました。前回の教育委員会において、今年度の教科書採択の事務について一通り説明をしました。その際に、委員から、「日程については柔軟に対応を取ったらどうか」というご意見もありました。また、新型コロナウイルス対応のことなども考

えまして、展示会については会場がすごく狭いこともあり、新型コロナウイルス対応として、見に来られた方が密にならないように配慮するため、できるだけじっくり見られるように展示期間を延ばし、6月10日から7月6日までの19日間ということで延長しました。

また、それに伴ってさまざまなスケジュール等を調査しまして、教育委員会の採択の日付を当初8月7日だったものを8月14日と1週間延ばして対応したいと思っています。ついては前回配付した資料からこのように変更しましたことを報告します。

○園田教育長 ほかに事務局からありますか。

○白土学務課長 学務課から、資料はありませんが就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の令和2年度の取り扱いについて報告します。援助費、奨励費については、学校給食費を支給するに当たって、現在、認定者から実際に聴取した経費としています。この運用によると、学校が一斉臨時休業している場合においては給食費の徴収自体がありませんので、援助支給ができない整理になっています。一方、一斉臨時休業を実施する中での保護者の支援について、教育委員会としても検討を行ってきました。このたび、令和2年4月からの学校給食費については学校給食費が実施されたとみなして、本制度における学校給食費を援助費支給したいと考えています。支給対象は準用保護児童・生徒の保護者となります。これは要保護、生活保護の世帯においては既に生活保護費から学校給食費相当分が支給されていることから、このような整理としています。支給金額は各々の1食単価×4月8日から、先ほど学校再開の中で説明のあった給食再開の前日までの日数、小学校は44日、中学校は41日ですが、この掛けた金額について、例年8月に支給している就学援助費奨励費の1回目支給に合算支給することを考えています。予算措置については当初予算にて対応するため改めての要求は行いません。今後、要綱の整理等を行い、改めて教育委員会の場で報告させていただきます。

○園田教育長 委員からも何かありますか。なければ以上で公開の会議を終わります。

傍聴の方はご退席をお願いします。

(傍聴者退席)

「④教育施設（市スポーツセンター・市立図書館）における令和2年度の指定管理者の選定について」の説明をお願いします。

○板倉生涯学習課長 スポーツセンターの指定管理者の選定について報告します。お手元に、「東久留米市スポーツセンター指定管理者公募要項（案）」をご用意ください。その6ページをお願いします。「4. 公募等の概要」です。5月21日に第1回指定管理者選定委員会を実施し、次期指定管理者の指定期間を5年間とすること。選定については公募とし、記載のスケジュール表に従って選定を進めていくことなどを確認しました。続いて、9ページの「指定管理者候補者選定の基準」をご覧ください。選定に当たりましては、運営上の基本方針、事業計画、収支計画について審査していきます。スポーツセンターの指定管理者選定は今回が4回目で、これまで安定的かつ効果的な事業展開ができているという実績を踏まえ、これまでの審査内容を変更するものではありません。続いて、10ページの下段「10. 提案の内容」をご覧ください。ここから13ページにかけて具体的な提案内容を記載しています。基本的には従前どおりの内容となっていますが、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が令和3年度に延期になった点を踏まえて、11ページの下段において関連した自主事業の提案を、また13ページの上段で新型コロナウイルス感染症対策における新しい生活様式に対応した運営についての提案を求めているという点が今回の特徴的な部分となっています。現在お配りしているこの要項案に加え、事業仕様書等の付属資料を併せ、この後に要項の決定を行い、6月1日から市のホームページ等で公開していきと考えています。

- 園田教育長 この件についてご意見、ご質問はありますか。
- 尾関教育委員 予算上限額、参考価格が13ページに出っていますが、この額は前回の5年間に比べて変更はあるのですか。
- 板倉生涯学習課長 昨今の人件費の高騰などを受けまして、事前に現指定管理者などから概算の見積もりを受けて上限額を決定したもので、従来よりも金額としては増えています。
- 尾関教育委員 特に大きく増えていますか。
- 板倉生涯学習課長 一定程度理解できる金額の中に収まっていると考えています。ただし、あくまでもこちらは5年間の指定管理者の上限として示すものですので、公募に当たってはそれぞれの事業者が5年間に幾らで指定管理を請け負えるのか、それに当たってどのような提案を出せるかがこの要項に従って出てくるものと考えています。
- 尾関教育委員 分かりました。これは意見ですが、経済的な状況がこの3カ月で変わってきていますので特に配慮して決めていただければと思います。
- 園田教育長 よろしければ、続いて図書館についての説明をお願いします。
- 佐藤図書館長 図書館の指定管理者選定について報告します。去る5月22日金曜日に第1回目となる指定管理者選定委員会を行いました。委員会では指定管理者の選定方法及び選定単位等について検討の上、決定がなされました。

決定後の募集要項が配付したものとなります。初めに1ページです。今回の選定対象の施設ですが、東久留米市立中央図書館及び滝山図書館、ひばりが丘図書館、東部図書館の、市内の全館が対象となります。また、公募施設の単位ですが、選定を行う際は個々の施設ごとに選定する方法と、図書館4館を一括して選定する方法があります。「第1 募集の概要」にも記載していますが、東久留米市立図書館については「今後の東久留米市立図書館の運営方針」を平成29年1月に決定しています。こちらにおいて、令和3年度から中央図書館と三つの地区館の一体的な運営を行う指定管理者を導入することとしていることから、市立図書館4館を一括して選定することとなりました。また、3ページにありますが、選定方法は公募型のプロポーザル方式により行うこととして、選定期間については事業の安定性と一定の競争性の確保、社会環境の変化への柔軟な対応等を総合的に判断し、令和3年4月から令和8年3月までの5年間となりました。選定に当たっては図書館4館を一体で担う指定管理者の導入ですが、全ての図書館サービスを指定管理者に委ねる形ではなく、一部、市が直接担う業務もあり、市と指定管理者が役割分担をして連携を図るとともに、それぞれに直接的な図書館サービスを行っていくという、新たな図書館運営を目指しています。募集要項3ページの中段には指定管理者が行う業務の範囲、並びに市が行う業務について記載しています。これらを基として、指定管理者が行う業務の詳細は業務仕様書に定めています。選定に関するスケジュールについては5ページとなります。こちらのスケジュールを基として、今後、6月1日からの募集を皮切りに計画的に選定を進めていきます。

◎閉会の宣告

- 園田教育長 よろしければ、以上で令和2年第6回教育委員会定例会を閉会します。
(閉会 午後4時38分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和2年7月10日

教育長 園田喜雄 (自書)

署名委員 宮下英雄 (自書)